

第 32 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 6 年 10 月 4 日（金） 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 第 2・第 3 会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵、5 番 濱口佳史、
6 番 金子俊博、7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、
10 番 垣谷征志、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、13 番 ハジィフ泉
14 番 吉尾好市
【推進委員】
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、4 番 宮川建作
5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫、7 番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
1 番 小谷健児、
【推進委員】
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請（農業委員会会長許可）について（1 件）
議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請（県知事許可）について（1 件）
議案第 3 号 非農地証明願について（1 件）
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について

議長 時間もちょうど来ましたので、予定の人員もそろいましたので、これより10月の定例会を始めたいと思います。すっきりと急に秋らしくなりまして、気温がちょっと肌寒いくらいの陽気でございます。また、心配しておりました台風18号もそれて、ええあんばい自分たちはもう安心をしているところですが。この間の農地パトロール、お疲れさんでございます。もうほとんど済む？まだ3、4件残ってるそうですが、またよろしくお願ひしたいと思います。それでは、早速議事に入りたいと思いますが、今日欠席者、〇〇君1人でございます、会の方は成立をしております。また、議事録署名人ですが、今日は〇〇くんと〇〇さんをお願いをしたいと思います。それでは、早速始めたいと思います。

それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請が1件出ております。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお願いします。まず、議案第1号、農地法第3条の規定による申請、1件出ております。まず、番号1番、譲渡人、〇〇さんです。譲受人、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町灘字柿添1064番6、畑188平米。同じく、灘字劔山669番3、畑19平米となっております。理由としまして、許可あり次第、所有権の移転、売買です。

2ページからをお願いします。こちらなんです、譲受人さんが〇〇を通して移住の手続きをしていただいている方で、間もなく町の方へ転入のご予定ということのようです。移住されるに当たり、その〇〇を購入するようなんです、その〇〇が今回のこの3条申請の譲渡人となってまして、言えば、その譲渡人さんが〇〇に、この農地も購入するということになります。今回のこの2筆のうちの1筆、灘の669-3の方が、2年くらい前に、まだ3条申請に面積要件があったころに空き家に付属する農地ということで、面積要件の緩和の手続きを定例会で行った場所になります。ただ、現在はこの面積要件はなくなってますので、3反以上経営していなくても農地は取得可能となっております。改めて5ページの方なんです、場所としまして、上に灘漁港がありまして、一つが灘からちょっと山の方に上がってきた山林の中にある場所となります。もう一つ、2番目の方が、灘の集落がある場所の中になっております。

3ページをお願いします。まず、1つ目の方なんです、こちらが山林の中なので現地まで行けてなくて、こちらの写真で状況、現況確認とさせていただきます。続きまして、4ページ目が公図になっておりますが、まず、この申請地が1064-6でして、現状がちょっと山林のようにはなってるんですけども、この上に道というふうに出ておまして、ここが昔の赤線だったのかなと。で、この道を通ってこの農地の方へ向かっていたのではないかと、ちょっと考えられます。ちなみに、この左側にあります474、475、476。これが全て畑になってるので、この並びで畑が並んでいたのだというふうに思われます。

続いて、5ページをお願いします。こちらが2番目の道、669-3になりますが、灘の家が建っている集落の中になります。6ページが、拡大の航空写真です。赤枠の所が今回の申請農地でして、その上側に家が見えておりますが、こちらが今回、この空き家で入れ

る場所ということになります。

続きまして、7 ページが 669-3 の公図になります。

続いて、8 ページが現況写真です。こちらは、今少しかうやって草が生えておりますが、最近まで畑としてきれいに扱われておりました、2 年前にこの空き家付属農地ということで定例会で挙げさせていただいた所が畑で、きれいに作物を作っていたという状況でした。

続きまして、9 ページが第 3 条調査書ですので、読み上げさせていただきます。まず、譲渡人、〇〇さん。譲渡人、〇〇さんです。第 1 号、全部効率利用の面につきまして、譲受人は耕作開始に向け準備をしており、またここ農作業に従事する時間も十分に確保できる状況にあるため、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、ご本人となっております。所有機械として、耕運機、草刈機となっております。第 2 号、第 3 号は、該当ありません。第 4 号、農作業常時事につきましては、年間 150 日の作業従事日数が見込まれます。第 5 号については、該当ありません。第 6 号、地域調和につきましては、農地取得後は、季節野菜および薬草などを栽培するので、周辺農地への影響はないものと思われまます。その 2 つある農地のうち、集落の中にある 669-3、こちらで季節野菜を栽培して、山林の方で薬草を栽培する予定ということのようです。ちなみに、ご本人から話があったのですが、月に桃と書いて月桃と呼ばれる薬草で、貴重と取れる効能であったり、防虫・防カビ作用がある。石鹸とか化粧水にも含まれていて、商品化されているものも多い植物だということ。もともと、沖縄にある植物ということのようです。議案 1 号については、以上です。

議 長 今、事務局から説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明があれば。

〇〇委員 この案件は以前にも審議された案件で、そのときには〇〇がサツマイモ作りよったということで、畑の状態は保たれちよったけど、それから放置されたがよね。現状のこの写真のとおり荒れ地、草ぼうぼうで荒れ地になってます。今度譲り受ける予定の人が耕運機等持ちようみたいないけん、耕運機でたたいたら、また畑として十分復活できるように思いました。また、畑として活用できたらええがじゃないろうかと思えます。それと、もう一つの山の中やけん、ちよつと行こうかと思うたけん、行く道も分かららったけん、よう行ってません。簡単ですが、以上です。

議 長 今、〇〇君の方からの説明がありました。この家の辺りについては、きれいに作れるということでございます。この山の中については、なかなかこの入り口が分かららったということでございますが。何かこの件につきまして質疑質問ある方、挙手願います。

〇〇委員 6 ページの航空写真と、それから 7 ページの公図と比べてみたら、何かここに、6 ページが 2 筆がここになっちゃうがやないかね。この公図で見ると。3 と 5 と、2 筆の分じゃ

ないかね。

事務局 多分、見てみると分かんがですけど、5の方が多分道やと思います。赤道じゃないがですけど、建設省とか、多分。その横、道の横の部分がその畑ということで、多聞登記簿取らんと分かんがですけど多分旧の国道やと思うので、ここが。多分そういう形で登記を、内務省か建設省か、そういう形での土地やと思います。

議長 ほかに何かありませんかね。

ないようでしたら承認を受けたいと思いますが、いいですかね。

それでは、承認を受けたいと思います。3条許可申請につきまして承認されます方、挙手願います。挙手全員です。議案第1号、3条に許可申請につきましては、承認をされました。続きまして、議案第2号、農地法第4条許可申請につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条の申請、1件出ております。番号1番、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町加持字田村ヤシキ3297番1、田85平米。同じく、字田村ヤシキ3298番、田178平米となっております。申請理由としまして、申請地の近くに高齢の母が一人で住んでおり、この土地に家を建て、母親のお世話をしたいと考えているということです。10ページからをお願いします。場所としまして、加持の方で県道をずっと入っていった場所となります。田村の集落の中にある農地となっております。続いて、11ページがゼンリンの地図となっております。続きまして、12ページが拡大の航空写真となっております。一応、こちら地目は田んぼとなっておりますが、今、ちょっと埋め上げて畑のような形で使われているという場所となります。続きまして、13ページが公図となっております。続いて、14ページが土地利用計画と排水計画図となっております。こちらの土地利用計画につきまして、土地の造成に関しては、畑の作り土を剥がして締め固めた後、砂利を敷く計画ということです。排水計画につきましては、敷地図面の北西に浄化槽設置しまして、西側にある町道の下を通り、側溝へ排出する予定とのことです。雨水は自然浸透としますが、東から西へ流れるように少し傾斜を付け、町道側に流れるようにするとのことです。土地利用については、以上です。続きまして、15ページが現況写真となっております。こちらの方ですが、資金計画につきまして、建築資金等ということで合計〇〇円となっておりますが、〇〇ということです。隣接農地については、全て同意済みとなっております。事務局からは以上です。

議長 今、事務局からの説明がありましたが、担当委員さんの方で。

〇〇委員 15 ページを見てもらったら分かると思いますが、現況の写真でも畑という格好ですけども、奥の方にミカンの木とか柿の木がちょっとあるぐらいで、もう畑としては使ってないような状況。親の面倒を見るということなので、近くも宅地ばっかなんでかまんがじゃないかと思ったんですけども。

議 長 以前は畑としても、そんなに機能してないと。非農地に近いと、そういうことですね。今、〇〇さんの方からも説明がありましたが、もうほとんど農地として活用してないということでございますが、この件につきまして何か質疑質問ある方、挙手願います。

何かないですかね。いいですかね。

(質疑等なし)

それでは、この4条許可申請につきまして、承認を受けたいと思います。承認されます方、挙手願います。挙手全員です。4条許可申請につきましても、承認をされました。それでは、議案第3号、非農地証明について1件出ております。事務局の方から、説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。議案第3号、非農地証明願、1件出ております。番号1番、願出人、〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町大井川字ハザコ110番1、田276平米です。願出理由としまして、少なくとも40年以上前から耕作をしておらず、現在は倉庫が建っており、また駐車場としても利用しているということです。

16ページからをお願いします。まず、航空写真となりますが、ちょっと近くに目印となる建物がなかったのですが、右の方が加持本村から入っていく道で、左の方に行くと馬荷の方に出ていくという場所になります。大井川の一番奥の方に行った場所となります。17ページが、ゼンリンの地図です。上の方に申請地がありますが、左下の方に福堂の集落が見えております。続きまして、18ページが拡大の航空写真です。続きまして、19ページが公図となっております。続きまして、20ページが現況写真となっておりますが、ここがちょっと実は、今回ちょっと申請者の方が農地という認識がなくて、先に着工してしまったと。非農地証明後にご自宅を建築予定だったということで、農地という認識がなくて着工してしまったということで経過説明書、始末書が出てきておりまして、非農地証明が出るまでは工事はストップしておくということで申し出がありました。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方からも説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員 願出人が〇〇さんとなっておりますが、ご主人が最近になって亡くなりまして、家が、18ページの一番手前の家、手前というかその手前で、すごい高いところにあるがです。

車でも怖いようなところへ上がって行って、それで奥さんもちょっと怖いので、将来的にはこの今非農地にした所に小さな家を建てたいというところで、農業委員会にかけないかんがも知らなかったというてね、そういうことを言うておられました。まあ、なかなか田んぼにはできんところですので、またよろしくをお願いします。

議長 今、〇〇さんの方から、知らなかったということでございまして、許可が下りるまでは家は建てんということでございますけども。もう既に、これは農地とはなかなか認め難いというような写真でございしますが、何かこの件につきまして質疑ありませんかね。この小屋は、別の人がおるが？

〇〇委員 これは本人の家です。

議長 何かこの件につきまして質疑ありませんかね。ないですかね。
(質疑等なし)

ないようでしたら、この非農地証明願につきまして承認されます方、挙手願います。挙手全員です。挙手全員で、非農地証明願につきましても、承認をされました。それでは続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権の設定でございますが、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 それでは、今日お配りしました利用権の資料をお願いします。まず、上から説明させていただきます。上の2筆が相対となっております。まず、番号6-52と6-53。申請人、一緒になっておりますので、一緒に説明させていただきます。貸付人、〇〇さんです。借受人、〇〇さんです。設定期間としまして、令和6年8月15日から令和21年8月14日の15年間となっております。場所としまして、加持字大正2063番と2064番です。面積が、429平米と1,200平米となっております。作目としては、アボカドとなっております。こちら、字大正の地域ですので、圃場整備を今進めている場所になりますが、この場所については今回その圃場整備の対象からは外れておりますので、利用権設定して、今後引き続き同じように使っていただくことができます。こちらが、新規設定となっております。続いて、その下の1筆が中間管理になる分です。貸付人、〇〇さん。借受人が、高知県農業公社となっております。設定期間としまして、令和6年12月6日から令和9年12月2日の3年間となっております。場所としまして、加持字三島14708、畑1,307平米となっております。作目が路地ショウガとなっております。こちらが、貸付人と高知県農業公社で利用権設定後、〇〇さんと利用権設定を行います。これまで設定していた分の更新するものとなります。今回の利用権設定については、以上です。

議 長 今、事務局の方から利用権の設定につきまして説明が終わりましたが、何か質疑質問ある方。これは、このアボカドいうて書いちょうけんど、これはえらい10a当たりの賃貸が〇〇になちょうけんど、ハウスになっちょうがやろうか。

事務局 そうですね。ハウス整備を、確か事業を活用してやっているところだと思います。

議 長 もう建っちょうが？あるがを借りちょう？ハウス込みで借っちょるろうかね。そうやなかったら、えらい賃料が高い。何かありませんかね。

〇〇委員 これは、〇〇さんと〇〇さんの上の分やけど、この10a当たりのあれは〇〇というの、これは。

議 長 10aに直したらそうなるがやないろうかね。

事務局 この2筆合計で〇〇という契約のようですので、これを10a当たりで割り戻したらこの金額になると思います。

議 長 何か、ほかにないですかね。
(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。この議案第4号の利用権の設定ですが、承認されます方、挙手願います。挙手全員で、承認をされました。議案第4号も終わりました。いったん記録止めます。

(午後2時32分終了)